

令和6年第7回 三種町選挙管理委員会 会議録

- 1 開催日時 令和6年12月2日（月）午前8時57分
- 2 開催場所 三種町役場 第2会議室
- 3 出席委員 田村 明、加賀谷 得子、飯塚 巧作、木村 信悦
- 4 欠席者
- 5 事務局 書記長 三浦 保
書記 宮田 孝志郎、檜森 大樹、三浦 徹斗
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - 議案第40号 選挙人名簿に登録することについて
 - 議案第41号 選挙人名簿から抹消することについて
 - 報告第21号 登録の移替えをした者について
 - 報告第22号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - 報告第23号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - 議案第42号 三種町選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理要領の一部改正について
 - 議案第43号 令和7年3月の定時登録日を定めることについて

午前8時57分

三浦書記長 おはようございます。それでは第7回三種町選挙管理委員会を開会いたします。衆議院議員選挙も滞りなく投開票が終わりました。選挙管理委員会の皆様の御協力に、改めて感謝申し上げます。

それでは開会にあたりまして、木村委員長から御挨拶をいただきます。その後の進行の方もよろしく願いいたします。

木村委員長 総選挙は大変お疲れ様でした。今後もまた色々選挙が予定されているようですが、特に事務局の皆様には御難儀おかけしますけれども、よろしくお願いいたします。

それでは本日の案件でございますが、定時登録関係と例規の一部改正ということで、スムーズな進行に御協力をお願いいたします。本日の議事録署名委員は、田村委員と加賀谷委員にお願いいたします。

それでは、議案第４０号「選挙人名簿に登録することについて」から、説明をお願いします。

宮田書記　　はい。議案第４０号ですが、１２月定時登録における選挙人名簿への新規登録についてお諮りするものでございます。

　　前回の衆院選選挙時登録の後、１８歳に達した者及び転入から３箇月を経過した１８歳以上の者を新たに名簿に登録するものであり、具体的な人数等は１と２に記載しています。

　　１の新有権者登録は、平成１８年１０月２９日から平成１８年１２月２日までに生まれた方が対象で、人数は、男８人、女８人、計１６人です。

　　２の転入登録は、令和６年７月１５日から令和６年９月１日までに転入し、継続して居住している方が対象で、人数は、男１１人、女１２人、計２３人です。

　　よって、１２月定時登録における登録者総数は、男１９人、女２０人、合計３９人となります。

　　対象者については、別冊の名簿をご覧ください。新有権者登録は１頁に、転入登録については２頁に記載しております。

　　説明は以上です。

木村委員長　　それでは名簿を確認の上、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。確認が終わりましたら、終わった旨教えてください。それでは確認をお願いします。

　　（各委員、暫時資料を確認）

　　皆さん何かございませんか。

　　（「ありません。」の声あり）

木村委員長　　議案第４０号につきましては、以上の通り決定してよろしいでしょうか。

　　（「はい。」の声有り。）

　　それでは原案どおり決定します。

　　続きまして、議案第４１号「選挙人名簿から抹消することについて」、説明をお願いします。

宮田書記

はい。議案第４１号は、１２月定時登録における選挙人名簿からの抹消についてお諮りするものでございます。

前回の随時抹消の後に亡くなった方及び転出から４箇月を経過した方を名簿から抹消するものであり、人数等は１と２に記載しております。

１の死亡抹消者は、死亡の届出が令和６年１０月２６日から令和６年１１月３０日までの方が対象で、人数は、男１９人、女２６人、計４５人です。

２の転出抹消者は、令和６年６月２７日から令和６年７月３１日までに町から転出した方が対象で、人数は、男１２人、女９人、計２１人です。

よって、１２月定時登録における抹消者総数は、男３１人、女３５人、合計６６人となります。

対象者については、死亡抹消は別冊名簿の３～４頁、転出抹消は５頁に記載しております。

説明は以上です。

木村委員長

それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

（各委員、暫時資料を確認）

皆さん何かございませんか。

（加賀谷委員から、死亡抹消者の住所について確認。）

他に何かございませんか。

（「ありません。」の声あり）

議案第４１号につきましては、以上の通り決定してよろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

それでは原案どおり決定します。続きまして、報告第２１号「登録の移替えをした者について」、説明をお願いします。

宮田書記

はい。報告第２１号ですが、町内転居による投票区の移替えを行った者について、報告するものでございます。

前回の選挙時登録では、１０月２日までの町内転居に係る移替えを報告しておりますので、今回の報告の対象は、１０月３日か

ら 1 1 月 3 0 日までに町内転居された方になります。人数は、男 1 0 人、女 1 7 人、計 2 7 人です。

対象者については、別冊名簿の 6 ～ 7 頁に掲載しております。
報告は以上です。

木村委員長 それでは、名簿をご確認いただきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

（各委員、暫時資料を確認）

（「ありません。」の声有り。）

無いようですので、報告第 2 1 号は以上といたします。

続きまして、報告第 2 2 号「選挙権を有する者の 5 0 分の 1 の数について」と、報告第 2 3 号「選挙権を有する者の 3 分の 1 の数について」は、関連性がありますので、一括して説明をお願いします。

宮田書記 はい。報告第 2 2 号は有権者の 5 0 分の 1 の数を、報告第 2 3 号は有権者の 3 分の 1 の数をご報告するものです。5 0 分の 1 の数は、地方自治法に基づく条例の改廃請求や監査請求に必要な署名数、3 分の 1 の数は、議会の解散請求、町長の解職請求等に必要な署名数となっております。

議案 5 頁の名簿登録者数増減表をご覧ください。前回の登録者に新規登録 3 9 人を加え、抹消 6 6 人を引いた 1 2, 9 2 9 人が、今回の定時登録の名簿登録者数となります。したがって、これを 5 0 で除した数は、6 頁に記載のとおり 2 5 9 となり、3 で除した数は、7 頁に記載のとおり 4, 3 1 0 となります。

報告は以上です。

木村委員長 報告第 2 2 号、第 2 3 号について、何か質問等ございませんか。
（「ありません。」の声有り。）

無いようですので、報告第 2 2 号、第 2 3 号については、以上といたします。

続きまして、議案第 4 2 号「三種町選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理要領の一部改正について」、説明をお願いします。

議案第４２号について御説明いたします。初めに１の改正理由ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号）の公布に伴い、関係例規を改正する必要があるためです。

２の改正内容ですが、いわゆるマイナンバー法等が改正され、それこそ、本日、朝のニュース等でも取り上げられておりましたけれども、マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び現行の被保険者証廃止に伴い、選挙人名簿の閲覧の申出があった際に提示させる本人確認書類として、健康保険の「被保険者証」と規定されていましたが、これを、法改正に合わせまして、健康保険の「加入資格が確認できるもの」に改めます。また、その他所要の字句訂正を行います。

なお、これ該当する書類としては、マイナ保険証を持っていない方に提供される「資格確認書」と、持っている方に提供される「資格情報のお知らせ」がございます。

３の施行日に関しましては、本日、令和６年１２月２日から施行予定としております。

続いて、他の改正内容について御説明いたします。議案１０ページの横版になっております、新旧対照表をご覧ください。上から６行目の太字で下線が引いてある部分です。こちらは法律の引用を記した部分ですけれども、法律名に誤りがございました。正しくは左の方にあります、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」ですけれども、保護等の「等」が無く法律名に誤りがございましたので、今回正しい法律名に改正いたしました。

まためくっていただいて、議案の１１ページ、上から２行目の部分になります。こちら第２条第２項中、云々とありますが、現在のこの要領の規定は、第２条は１項のみで２項がございません。詳しくは不明ですけれども、過去に改正を行った際に恐らくこの部分の改正漏れがあったと思いますので、現在の条文に合わせまして、第２条第２項中、云々という部分を今回削らさせていただきました。

説明は以上となります。

木村委員長 議案第４２号につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

飯塚委員 マイナ保険証を持っていない方に提供される資格確認書は報道等で分かりますが、その他に資格情報のお知らせというものもあるんですか。

宮田書記 はい、すでに保険証に紐付けしている方にはそちらの通知が送られます。何かの理由で、例えばマイナ保険証を病院に持って行ったときに、読み取り機でうまく読み取れないとき、マイナンバーカードには保険証の情報は記載されていませんので、機械が動かないと中の情報が読み取れませんので、そういった場合に本人の資格情報が書かれた通知というのが、国保であれば町から、社会保険であればその運営元から送られてくる書類になります。

木村委員長 保険証は来年の９月まででしょうか。

宮田書記 三種町の国保でしたら７月末までになります。

木村委員長 その後は資格証明書になるということですね。他に質問等ございませんか。

（「ありません。」の声有り）

無いようですので議案第４２号につきましては、原案通り決定してよろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

それでは原案どおり決定します。次が本日最後の案件となります。議案第４３号「令和７年３月の定時登録日を定めることについて」、説明をお願いします。

宮田書記 議案第４３号について御説明いたします。次の定時登録があります来年３月も１日が土曜日、２日が日曜日となっております。これまでも御説明しましたとおり、定時登録につきましては、公職選挙法の定めにより１日が休日に当たる場合、１日又は直後の休日以外の日に登録することとされています。

ですので、3月の定時登録についても、3日月曜日を登録日に定めたいというものでございます。説明は以上です。

木村委員長 はい、3月1日が土曜日、2日が日曜日にあたりますので、3日月曜日を定時登録日としたいという事ですが、皆さんよろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

では、議案第43号は原案どおり決定いたします。本日の案件は以上で終了となります。最後に、「4その他」ですが、先に事務局の方から何かありますか。

宮田書記 はい。それでは、事務局から2点御連絡がございます。初めに、今後の日程についてご説明いたします。

（資料に基づき説明）

今後の日程につきましては、以上でございます。

木村委員長 参考までに、知事選の選挙時登録はいつになるでしょうか。

宮田書記 告示日が3月20日ですので、前日の19日を予定しております。

三浦書記長 続いて私から、2点目の御連絡です。

（加賀谷委員の退任について説明）

木村委員長 委員の皆さんから、何かございませんか。

（「ありません」の声あり。）

はい、無いようですので、これで令和6年第7回三種町選挙管理委員会を閉会します。本日はお疲れさまでした。

午前 9 時 3 1 分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委 員 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____